

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険賦課業務に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、国民健康保険の賦課業務に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険賦課業務
②事務の概要	地方税法及び松阪市国民健康保険税条例に基づき、国民健康保険加入世帯の世帯主に対し国民健康保険税を賦課する。 個人住民税の課税データに基づき、税務総合システム等を活用して税計算を行う。転入者等で対象年度の住民税課税データが当市に無い場合は、前住所地自治体に対し所得・課税情報の照会を行う。 ○納税通知書の発送 ○前住所地所得照会の発送及び受付 ○年金特徴仮徴収額決定通知書の発送 ○所得未把握世帯の調査
③システムの名称	市区町村事務処理標準システム、宛名管理システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第9条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(主務省令)第二条 <情報提供の根拠> 1、2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 <情報照会の根拠> 48、69の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
--------------	-------------	--

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月28日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	保険年金課長 青木 俊夫	保険年金課長 中川 幸美	事後	
平成28年10月28日	I 4.② 法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、42の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第25条、第53条	(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、42の項) ・別表第二第三欄が「市町村長」のうち、第4欄に「国民健康保険法」が含まれる項(46の項) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) ・第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項) ・別表第二省令第2条、第3条、第25条、第53条	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 中川 幸美	保険年金課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市健康ほけん部保険年金課	松阪市健康福祉部保険年金課	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月1日	I 8 連絡先	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	II しきい値判断項目 2. 取得者数	平成26年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和4年2月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年2月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年7月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険システム(賦課)、宛名管理システム、中間サーバー、統合宛名システム	市区町村事務処理標準システム、宛名管理システム、中間サーバー、統合宛名システム	事前	
令和4年7月1日	IV V 開示請求、問合せ・評価実施手続 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4200 FAX 0598-26-9130 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	松阪市健康福祉部保険年金課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4043 FAX 0598-26-9113 E-mail hok.div@city.matsusaka.mie.jp	事後	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条	事前	

